令和３年第５回議事録

黒 石 市 農 業 委 員 会

議　　事　　録

1　開催日時　　令和３年５月２８日（金）　午前8時５５分～午前9時４２分

2　開催場所　　市役所３階　庁議室

3　出席委員　　（１３人）

会　長	１１番　木　立　康　行		
会長職務代理者	１０番　佐　藤　孝　文		
委　員	1番　佐　藤　陽　介	2番　今　　隆　俊	
	3番　石　澤　孝　知	4番　長　内　康　之	
	5番　木　村　　功	6番　髙　橋　英　子	
	7番　工　藤　勝　彦	8番　大　平　成　年	
	9番　工　藤　元　伸	１２番　佐　藤　国　雄	
	１３番　佐　山　秀　夫		

4　欠席委員　　（０人）

5　出席農地利用最適化推進委員　（６人）

・浅瀬石・追子野木地区	佐　藤　　仁	・黒石地区	髙　木　一　弥
・沖揚平・厚目内地区	森　山　栄　治	・山形地区	山　口　貴　佳
・六郷地区	加　藤　浩　揮	・中野地区	櫻　庭　太　志

6　欠席農地利用最適化推進委員　（０人）

7　議事参与の制限委員　（２人）　１１番　木　立　康　行　１２番　佐　藤　国　雄

8　付議案件

報告第１１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第１２号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第１３号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の規定による通知書の受理について
議案第１９号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第２０号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第２１号　農用地利用集積計画の決定について
議案第２２号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

9　事務局職員

	事務局長	中　田　憲　人
	事務局長補佐	大　溝　恵　水
	農政農地係長	福　士　博　幸
	主　　査	外　川　勝　彦
	主　　事	工　藤　慎　也

中田事務局長	全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第４条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議　　　長	（開会のあいさつ） 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章　一、農業委員会は、（全員で唱和） ありがとうございました。
議　　　長	ただいまから、令和３年第５回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が１３人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、６人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委　　　員	「議長一任」の声
議　　　長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、７番工藤勝彦委員、８番大平成年委員にお願いします。書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第１１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告お願いします。
工藤主事	報告第１１号は、農地法施行規則第２１条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 ２ページをご覧ください。 令和３年４月受理分は、相続が７件、総面積６１，０７２㎡、田が１５筆２３，８１７㎡、平畑が１５筆７，９４７㎡、樹園地が１３筆２９，３０８㎡となっております。 以上です。
議　　　長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委　　　員	「なし」の声
議　　　長	質問がありませんので、次に、報告第１２号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。

工藤主事	報告第１２号は、農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 ４ページをご覧ください。 受付番号３６番は、境松字村井の田、１，７８１㎡を賃貸人の都合により令和３年４月２日に合意解約したものです。 受付番号３７番は、あけぼの町の田、２，３４７㎡を賃貸人の都合により令和３年４月７日に合意解約したものです。 受付番号３８番は、境松字村井の田、２，５００㎡を賃借人の都合により令和３年４月１４日に合意解約したものです。 受付番号３９番は、富田の田、１，６５２㎡を賃借人の都合により令和３年４月２６日に合意解約したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第１３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
外川主査	報告第１３号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第１４条第１項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙６ページから説明します。 農地中間管理事業における農地利用配分計画が、令和３年４月２３日付で認可公告されました。 （1）賃借権設定では、整理番号２番から９番で件数は８件、田が１７筆３１，３４３㎡、期間は５年から８年５ケ月、賃借料は１０ａ当たり８，０００円から１３，０００円となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の、議案第１９号につきましては、１２番佐藤国雄委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。

	（佐藤国雄委員退席） それでは議案第１９号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明お願いします。
工 藤 主 事	議案第１９号は、農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 １０ページをご覧ください。 今回の申請は、使用貸借権設定が３件、賃借権設定が３件、所有権移転が２件です。 （１） 使用貸借権設定です。 受付番号５番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、１０，２８６㎡を期間５年で使用貸借するものです。新規就農となりますので、後ほど聞き取りした委員より報告があります。 受付番号６番は、石名坂字田山堰向ほかの樹園地、４筆合計７，５３７㎡を期間２０年で使用貸借するものです。 受付番号７番は、石名坂字木通沢の樹園地、３筆合計５，４５８㎡を期間２０年で使用貸借するものです。 賃借権設定です。 受付番号１０番から１２番は同時申請です。 受付番号１０番は、東野添字蟹田の平畑、２，４９９㎡を期間５年、１０ａ当たり５，０００円で賃貸借するものです。 受付番号１１番は、高館字甲里見の平畑、１，８９１㎡を期間５年、１０ａ当たり５，０００円で賃貸借するものです。 受付番号１２番は、富田の田、１，６５２㎡を期間５年、１０ａ当たり１５，０００円で賃貸借するものです。 借人は新規就農となりますので、後ほど聞き取り調査した委員より報告があります。なお、申請面積が合わせて６，０４２㎡となり、下限面積５０ａを満たしております。 （３）所有権移転です。 受付番号１３番は、袋字上野の平畑、２筆合計５，４４４㎡を経営規模拡大のため売買するものです。 受付番号１４番は、馬場尻南ほかの平畑、３筆合計４７５㎡を耕作便利のため売買するものです。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った

	６番髙橋英子委員に報告をお願いします。
髙橋英子委員	今回申請があった農地について、去る５月２０日、佐藤陽介委員、木村功委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 （１）の使用貸借権設定です。 受付番号５番は、新規就農するための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんご、梨、桃の栽培をするとしています。 新規農家ですので、聞き取り調査した結果を報告します。 申請人は、地域おこし協力隊として、３年間、農家のもとでりんご栽培等の研修を受けています。 営農するに至ったきっかけとしては、県外に進学等した際に、改めて青森県産のりんごのおいしさに気づき、自分の手でおいしいりんごを作りたいと思ったからとのことです。 農業機械の保有状況は、軽トラックと運搬車については自己所有しており、スピードスプレイヤーについては共同防除組合から借入れするとのことで、現時点では購入は考えていないそうです。そのほか草刈機等は、近所の農家の方から借入れするそうです。 りんごと梨、桃を栽培することを予定していますが、今後はりんごに一本化していく予定で、梨、桃が植えられている部分は、市の補助金や次世代人材投資資金を用いて徐々にりんごへ改植していくつもりとのことです。 また、一人で営農していくのは難しいため、摘果や収穫等の繁忙期は、親戚や知り合いに手伝ってもらいながら、りんごの栽培をしていくそうです。 りんごは弘果への出荷を予定しており、対面販売や通信販売も視野に入れているそうです。今後も経営面積を拡大していくつもりでいるとのことで、農業を経営することに問題はないと思われます。 受付番号６番は、経営規模拡大のための申請です。現況はりんご畑で、権利取得後もりんご栽培するとしています。 譲渡人は、体力の衰えから営農が困難となったため、申請に至ったものです。 受付番号７番は、経営規模拡大のための申請です。現況はりんご畑で、権利取得後もりんご栽培するとしています。 譲渡人は、高齢により農作業に従事できなくなったため、申請に至ったものです。 （２）の賃借権設定です。 受付番号１０番から１２番は、新規就農するための申請です。現況は平畑で、権利取得後はねぎの栽培をするとしています。 新規農家ですので、聞き取り調査した結果を報告します。 申請人は実家が農家で、祖父のもとで１０年程農作業の手伝いをしており、自分の手で営農していきたいと強く思ったため今回申請に至ったとのことです。 農業機械の保有状況では、ねぎの栽培に使用するトラクターと草刈機は父親

	から借入れし、その他は自己所有しているとのことです。 ＪＡの組合員として加入しており、研修会の参加や弘前市等の知り合いの生産者たちと情報交換を行い、自己研鑽に努めつつ営農していきたいとのことです。 また、将来的に経営規模拡大していく意欲もあり、農業経営をすることに問題はないものと思われます。 （3）の所有権移転です。 受付番号１３番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。現況はりんご畑で、権利取得後もりんご栽培を行うとしています。 受付番号１４番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培を行うとしています。 今回申請があった８件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議　　　長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　　員	「なし」の声
議　　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　　長	ご異議がありませんので、議案第１９号は原案のとおり決定いたします。 （佐藤国雄委員指定席に着く） 次に、議案第２０号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明お願いします。
福士係長	議案第２０号は、農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 １４ページをご覧ください。 受付番号６番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、赤坂字東池田、登記地目、現況地目ともに畑となっております。 面積は、１，３８９㎡であり、普通住宅建築用地および資材置場用地として取得し、利用したいとのことです。 農地区分では、第１種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続に該当し、問題ないものと思われます。 受付番号７番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、追子野木二丁目、登記地目、現況地目ともに田となっておりま

	す。 面積は、１，４１０㎡であり、駐車場用地として取得し、利用したいとのことです。 農地区分では、第２種農地に該当しますが、「鉄道の駅等を中心に、５００ｍから１ｋｍまで囲まれる区域のうち４０％以上が宅地」に該当し、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員より報告があります。
議　　長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、６番髙橋英子委員に報告をお願いします。
髙橋英子委員	今回５条申請があった土地について、去る５月２０日、佐藤陽介委員、木村功委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号６番は、普通住宅建築用地および資材置場用地として取得し利用するものです。 場所は、六郷小学校から南へ約５００ｍに位置しており、周辺は宅地および畑となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請者は建設業を営み、業務拡大に伴い駐車場や資材置場が手狭となっていることや、現在、申請地の２軒隣の弟の住宅に住んでいることもあるため、この用地を選定するに至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、周辺の水路に放流する、また、住宅・作業小屋・駐車場や通路部分に関しては砂利敷きを行い、雨水は自然浸透させることとしています。 受付番号７番は、駐車場用地として取得し利用するものです。 場所は、弘南鉄道田舎館駅から東へ約６００ｍに位置しております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請地は営業所の東側に隣接する土地であり、現在の営業所敷地と一体的に利用できるため選定をしたとのことで、交渉したところ合意に至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地及び隣接地に流入しないように自然浸透させること、また、盛土の土砂流出防止のため、安定勾配とし、緑化を施すとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議　　長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	確認なんですが、受付番号６番の申請では、普通住宅等の建築用地及び資材

	置場用地となっておりますが、申請面積に対して建ぺい率が２０％に達していないのですが、資材置場ということで、許可になるのですか。
福士係長	今回の申請は、建築業を営む個人事業者からの申請であり、移転先敷地として、普通住宅の建築と事業用資材置場での土地利用であります。個人事業者が住宅の敷地内に事業用資材を置くことは、事業を営む上でも好都合であり、土地利用計画も許可相当であれば、問題ありません。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
議長	ご異議がありませんので、議案第２０号は原案のとおり決定いたします。 次の議案第２１号につきましては、加藤浩揮推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、私が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたしますので、議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 （木立康行会長、加藤浩揮推進委員退席）
議長 （職務代理者）	議案第２１号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。 それでは、議案第２１号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明お願いします。
外川主査	議案第２１号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙１６ページから説明します。 今回の申請は、賃借権設定が２２件、所有権移転が４件です。 （１）賃借権設定です。 受付番号７０番は、花巻字長坂南の畑ほか、６，４６４㎡を５年間１０ａ当たり１０，０００円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号７１番は、高館字甲花岡の田、４，９８３㎡を１０年間１０ａ当たり１０，０００円で、再設定するものです。 受付番号７２番は、あけぼの町の田、２，３４７㎡を１０年間１０ａ当たり１１，４００円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号７３番は、上十川字山元の畑、２，９６８㎡を３年間１０ａ当たり２０，０００円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号７４番は、沖浦字青荷澤の畑、５，２００㎡を３年間１０ａ当たり１９，２３０円で、再設定するものです。

受付番号７５番は、馬場尻西の田、５，２１４㎡を５年間１０ａ当たり１４，０００円で、再設定するものです。

受付番号７６番は、浅瀬石字龍ノ口の畑、１３，０８６㎡を２年１ケ月間１０ａ当たり５，０００円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号７７番は、馬場尻北の田、２，４１２㎡を１０年間１０ａ当たり１０，０００円で、再設定するものです。

受付番号７８番は、馬場尻北の田、３，８２５㎡を１０年間１０ａ当たり１０，０００円で、再設定するものです。

受付番号７９番は、馬場尻北の田、２，４８７㎡を１０年間１０ａ当たり１０，０００円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号８０番から９０番に関しては、農地中間管理事業による５年間から１０年間の新規設定となります。

受付番号８０番は、馬場尻下の田、２，６９５㎡を１０ａ当たり１０，０００円で、期間は５年です。

受付番号８１番は、高館字甲花岡の田、６，６３７㎡を１０ａ当たり１４，０００円で、期間は１０年です。

受付番号８２番は、馬場尻東の田、３，３８５㎡を１０ａ当たり２１，０００円で、期間は１０年です。

受付番号８３番は、境松字石切の田、３，５９６㎡を１０ａ当たり１２，０００円で、期間は５年です。

受付番号８４番は、牡丹平字出石田北ほかの田、４，６０８㎡を１０ａ当たり２１，０００円で、期間は１０年です。

受付番号８５番は、馬場尻下ほかの田、８，３３４㎡を１０ａ当たり９，０００円で、期間は１０年です。

受付番号８６番は、あけぼの町の田、１，９９８㎡を１０ａ当たり９，０００円で、期間は１０年です。

受付番号８７番は、境松字村井の田、２，０１１㎡を１０ａ当たり１０，０００円で、期間は１０年です。

受付番号８８番は、境松三丁目ほかの田、１１，９５４㎡を１０ａ当たり１０，０００円で、期間は１０年です。

受付番号８９番は、境松字石切の田、３，１３６㎡を１０ａ当たり１０，０００円で、期間は１０年です。

受付番号９０番は、境松字村井の田、６，５７８㎡を１０ａ当たり１０，０００円で、期間は１０年です。

（2）所有権移転です。

受付番号２３番は、高館字西高原の樹園地、１，６７０㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号２４番は、上十川字山元の樹園地、７，０５０㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

	受付番号２５番は、上十川字北原五番の田、２，８９３㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号２６番は、上十川字柳沢の樹園地、２５，０６６㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議　　長 （職務代理者）	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	所有権移転の受付番号２３番の譲渡人は、新規就農者として補助金を受けていた人だと思うのですが、農地の売買をしても大丈夫なものですか。補助金の返還等はないのでしょうか。
福士係長	新規就農者として補助金を受けて就農活動をしてきましたが、現在は病気となり営農が出来ない状態となっております。また、農地の売買に関しては、耕作放棄地になることで周辺の園地に迷惑がかかっている状況ですので、耕作放棄地の解消のための売買でもあります。
佐藤国雄委員	新規就農についても、補助金をもらい終わって営農していないことに関して、問題ないわけですよね。
中田事務局長	本人は営農してきて、新規就農の補助金をもらう期間は終わりました。ただし、今でも営農は続けないといけないんですけど、本人が心身的に営農を続けられないということで、市の方でも了承しておりました。
佐山秀夫委員	補助金の返還はないんですか。
中田事務局長	この方の場合は、本人及び担当課とも話をして、病気で農業が続けられないということですので、返還はありません。
議　　長 （職務代理者）	ほかに質問ございませんか。
佐山秀夫委員	賃借権設定の受付番号７６番は、以前に出た案件の農用地ですよね。
外川主査	借人の父が農地利用集積円滑化事業を活用して、平成２５年６月から１０年間の契約をしたものの、令和３年４月総会で解約の報告をした農用地です。 １０年契約であり、途中解約をすると補助金の返還となる場合があります。今回の申請は実質的には親から子への経営継承となり、引き続き同一世帯で営農されますので、補助金の返還にはなりません。なお、貸借期間は当初契約の終期を引き継ぐことになりますので、残存期間が２年１ケ月となっています。

長内康之委員	中間管理機構等を通して契約をして、途中で解約をすると補助金返還はあるのか。
福士係長	中間管理事業により補助金を受けた場合、１０年間の利用権設定が補助要件ですので、解約の理由により補助金返還を伴う場合があります。耕作者が特別の理由により耕作できなくなった場合は、補助金の返還に当たらない場合もあります。事例ごとに対応することになります。
議長 （職務代理者）	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声
議長 （職務代理者）	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 （職務代理者）	ご異議がありませんので、議案第２１号は原案のとおり決定いたします。 それでは審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。 ご協力ありがとうございました。 （木立康行会長、加藤浩揮推進委員指定席に着く）
議長	佐藤職務代理者、ありがとうございました。 次に、議案第２２号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明お願いします。
福士係長	議案第２２号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 ２６ページをご覧ください。 受付番号１番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 農地の所在は、相野、登記地目、現況地目、ともに田、変更面積は４，７８１㎡で、建売分譲用地として利用するため、除外するものです。 農地区分は、宅地化が進み近接する農地の区域が１０ｈａ未満の農地ですので、第２種農地と判断され、問題ないものと思われます。 受付番号２番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 農地の所在は、上十川字柳沢、登記地目は田、現況地目は田、畑、変更面積は４筆合計１，９２６㎡で、従業員及び事業用駐車場用地として利用するため、除外するものです。 農地区分は、周辺には農地が広がっておらず、小区画の未整備の農地ですの

	で、第２種農地と判断され、問題ないものと思われます。 受付番号３番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 農地の所在は、富田、登記地目、現況地目ともに田で、変更面積は３，１９６㎡で、資材置場用地及び事業用駐車場用地として利用するため、除外するものです。 農地区分は、第１種農地と判断されますが、不許可の例外のうち、集落接続に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議　　長	それでは、申請地の現地調査を行った、６番髙橋英子委員に報告をお願いします。
髙橋英子委員	今回、農振農用地区域からの除外申請があった土地について、去る５月２０日　佐藤陽介委員、木村功委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号１番は、建売分譲用地として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。 ２７ページをお開きください。図面番号１に示しておりますが、申請地は、ショッピングセンターの南側隣地に位置しております。 申請地の現況は田で、宅地に囲まれている農地でありますので、農振除外することに問題ないものと考えられます。 受付番号２番は、従業員及び事業用駐車場用地として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。 ２８ページをお開きください。図面番号２番に示しておりますが、株式会社〇〇の南側隣地に位置しております。 申請地の現況は、田及び畑であり、東側は宅地、西側は田及び官地、南側は道路及び畑、北側は道路及び宅地です。 申請地の北側が申請者の事業所であり、転用見込みがあるため、農振除外することに問題ないものと考えられます。 ２９ページをお開きください。受付番号３番は、資材置場及び事業用駐車場用地として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。 図面番号３に示しておりますが、黒石運動公園から東側約２８０ｍに位置しております。 申請地の現況は田で、東側は田、西側は宅地、南側は田、北側は宅地です。今回の申請では、農用地の利用集積や周辺の営農に支障を及ぼさないと認められることから、農振除外することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　員	「なし」の声

議　　　長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　　長	ご異議がありませんので、議案第２２号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和３年第５回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前９時４２分　　終了 黒石市農業委員会会議規則第２２条第２項の規定により、ここに署名押印する。 令和３年５月２８日 議　長　木立康行　(印) 議事録署名者　工藤勝彦　(印) 議事録署名者　大平成年　(印)